企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

いる社員・いらない社員

(プレジデント2018 4 30 号より)

4月に入社して、5月の連休明けに出勤しなくなる人を5月病とい うそうで、人手不足の時代の経営者にとって悩みの種でもあります。 プレジデント 4.30 号〈いる社員・いらない社員〉よりどんなことが書 いてあるのか読んでみました。AI の発達により、少ない人員で大き な成果を挙げようと業務プロセスの見直し、人の仕事を AI やロボッ トで代替出来ることが分かってきました。その例が以下の通りです。

【AI・ロボットに代わられる主な仕事】

- 電話営業員
- 飛び込み営業員 タクシー運転手
- 医療事務員
- 小売り営業員
- 保険契約の審査員

- 保険営業員
- 銀行窓口係
- 税務申告書作成者

- 手縫い裁縫師
- 経理担当者
- ・不動産ブローカー
- データ入力者 ・レジ係
- - クレジットカードの審査員
- ローン審査員
- ・モデル
- 法律事務所の事務員、秘書
- (1) なんと、経理担当者や税務申告書作成者、税理士はいらなくな るかもしれません!?税理士、公認会計士の受験者数が減少してい るのは将来を見越してでしょうか。→私(西田)は人間の感情判断 等ではAI に勝てると思いますのでなくならないと思っていますが、 機械が代替できない創造的な領域の仕事は生き残ると考えますから、 そのような人間になるように今後も努力していきます。AI にできな いことをしていくか、AI を上手に使うことを目指します。
- (2) 銀行窓口係が出ていますが、低金利時代だと銀行の経営は金利 ではなく、振込手数料や保険業務、信託業務、M&A等のコンサル業 務で稼いでいるのではないでしょうか。それ故に、人手過剰でリス トラしなければやっていけません。

【メガバンク3行 人員・業務削減計画】

- ・みずほ 2026 年度までに1万9000 人削減
- ・三井住友 2020 年度までに4000 人分の業務を削減
- 三菱 UFJ 2023 年度までに9500 人分の業務を削減

銀行に代わるものとして、「アリババが金融の世界を制覇する 日」が実現する中国ではスマホ決済が超速で進んで、アリババ系 のモバイル決済システム(アルペイ)の利用者は5.2億人、テン セント系の"ウィーチャットペイ"の利用者は9.8億人です。ア リババは、アルペイのビッグデータと AI を活用して事業者向けの 融資を始めたそうです。→実現されれば、先進国の大銀行は一瞬 にして吹き飛んでしまうのではないでしょうか。

はいませんで機工IIA

- (3) 必要な人財(いる社員)は次のような人です。求む人財 ①仕事の考え方
- 1. すすんでするのが人の上 人財

自分で考えて自分で成果を挙げられる人

2. 真似してするのが人の中 人材

言われたことなら自分でやりきれる人

3. 言われてするのが人の下 人在

言われたことを言われた通りにやるだけの人

4. 言われてせぬのが人の屑 人罪

言われたこともできないのに不満が多い人

②報連相 これだけはやりなさい

- 1.報告 上司の関心ごとに合わせてするもの 報告は義務なり
- 2. 連絡 相手の欲しいことを、欲しい時に伝えること

連絡は気配りなり

3. 相談 人の力を借りて、自分が成長するチャンス

相談は問題解決なり

③報告 仕事は報告して初めて完了

- 1. すぐに報告
- 2. 結論から報告
- 3. 悪い報告ほど早く
- 4. 中間報告もすること



(4.5S) これだけはやりなさい (職場の乱れは心の乱れ)

- 1. 整理 思い切って捨てる
- 2. 整頓 安全性、美観も考慮
- 3. 清掃 隅や裏まで手を抜かず
- 4. 清潔 きれいな状態を維持
- 5. 躾 管理者の率先垂範で



⑤人財になるための7つの条件

- 1. 明るく元気なあいさつができる
- 2. 言われなくても自分で考え、行動できる
- 3. 人がイヤがることでも、進んで取り組める
- 4. 常に「どうしたらできるか?」を考える
- 5. 仕事の納期をキチンと守ることができる
- 6. ミスやクレームなどの報告をすぐにできる
- 7. 人が見ていなくても、手を抜かずに仕事ができる

(4) これからの未来税務会計事務所の目指す方向

- 1. 超高齢化で需要が高まるため、ウエット(義理・人情・感情)な 信頼関係での税務会計経営の相談等、事業承継、後継者対策、相続 税対策。
- 2. AI には絶対無理なこと。会社のミスは経営者トップが謝罪する。 責任をとること。何よりもウエットな信頼関係を重視します。

軽減税率制度 ~8%?10%?~

消費税の軽減税率制度が平成31年10月1日より実施されます。 軽減税率の対象品目は、①酒類・外食を除く飲食料品と②週2回 以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)です。飲食料品 は、食品表示法に規定する食品(酒類を除く。)をいい、一定の一体 資産を含みます。なお、外食やケータリング等は対象に含まれませ ん。一体資産とは、おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の 資産があらかじめ一体となっているものです。この場合、税抜価額 が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合 に限り、全体が軽減税率の対象となります。

4月10日の税制改正セミナーにて、軽減税率の具体事例を用いた クイズをしましたので一部ご紹介します。

内容	10%	8%
水道水	0	
ミネラルウォーターなどの飲料水		0
ファーストフード店での店内食事	0	
ファーストフード店からテイクアウト		0
賞味期限切れの食品	0	
賞味期限内の食品		0
ビール・酒	0	
ノンアルコールビール・甘酒		0
ドライアイス・保存用の氷	0	
かき氷・水割用の氷		0

日本の農産物高くても買いましょう。それは日本の自然環境と生命、 健康等を守ることです。(日本の農産物を高く買う国民運動連盟)

事業承継税制の特例創設

中小企業の事業承継が国の重要課題となる中、後継者への自社株贈与・相続時の贈与税・相続税を猶予する事業承継税制に「特例」が創設されました。

この「特例」により事業承継税制は従来に比べ大幅に活用しやす くなりました。事業承継に向けた備えとして、是非活用をご検討く ださい。

■「特例」のポイント

従来は納税猶予対象となる株式は最大でも 53%でしたが、全株式 について納税猶予対象とすることが可能となりました。また雇用確 保要件も実質的に撤廃されました。

	現行制度	特例
納税猶予と なる株式数 上限	2/3	撤廃
納税 猶予割合	80%	100%
対象者	1 人の先代経営者から 1 人の後継者へ贈与・相続 する場合のみ	親族外を含む複数の株 主から、代表者である後 継者(最大3人)への承 継も対象とする
廃業・売却時 の税額計算	承継時の株価を基に課 税⇒承継後に株価が下 落しても承継時の株価 で評価されてしまう	売却額や廃業時評価額を基に課税
雇用確保 要件	税制適用後、5年間で平 均8割以上の雇用維持 できなければ猶予打切	左記要件未達成でも猶 予継続可能(認定支援機 関の指導助言が必要)

■特例活用のための手続き

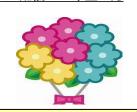
平成30年4月1日から平成35年3月31日の間に、「特例承継計画」を都道府県に提出し、10年以内(平成30年1月1日から平成39年12月31日)に事業承継を行うことが、本特例を受けるための条件となっております。

なお、「特例承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び 助言を受け作成する必要があります。当事務所は認定経営革新等支 援機関として指定を受けておりますので、本特例の活用をご検討の お客さまは担当者までご相談ください。

アンケートご協力ありがとうございます!

先月号にて、ニュースのアンケートを送付しました。アンケートにご協力いただいた皆様、貴重なご意見を誠にありがとうございます。今後のニュースに是非活用させて頂きます。ニュースの配信頻度については、毎月をご希望されている方が多かったため、従来同様に毎月配信と致します。**※電子メール配信でご希望の方**

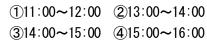
には、次号より電子メールにて配信させていただきます。また、これからアンケートを送ろうと考えておられる方、送ったが訂正したい方、引き続き郵送、FAX、電話等で承りますのでお気軽にお申し付け下さい。



無料個別相談会を開催します!

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催します。

日 時: 平成30年5月16日(水)



※上記の時間帯は先着順での受付となるため ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定と

しております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加くださいませ。 ※詳しくは別紙にて

相続セミナーを開催します!

終活や相続について様々な疑問にお答えします。

日時: 平成30年6月14日(木)

時間:10:00~11:00 (受付開始9:45より)

場所:男女共同参画センターはあもにい研修室B

(熊本市中央区黒髪3丁目3番10号)

定員:先着20名様 ※要予約

備考:参加費1,000円



企業シリーズ254



私たち「お茶の野口園」は、御船町の一番山の上、標高 600m の吉無田高原で日本茶の栽培・製造・販売を行っています。 高原特有の寒暖差のある気候に育まれた香りとこく、そして清涼感のあるさっぱりとした後味が私たちのお茶の特徴です。

雄大な阿蘇の麓、清らかな水と空気に育まれた高原のしずく …そんな吉夢田高原茶をご家庭で、また熊本土産として是非お 楽しみください。



~一葉一会~いちよういちえ~ 葉っぱの一枚一枚、お茶の一杯一杯に 【お問合せ】最高のおもてなしを~

住 所: 〒861-3323 上益城郡御船町田代 6590

電話番号: 096-284-2733 ホームページ: http://www.noguchi-en.com/

お茶の野口園 検索

チラシ配布希望者は 担当者まで♪

製作 - 発行:税理士法人 未来税務会計事務所 〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106 Tel:096-368-2030 / Fax:096-368-4639

http://miraizeimu.com/